

第12回 海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成26年12月11日（木）14:00~16:30

2. 場 所 : ソリッドスクエア 西館地下1階 ホール

3. 議事の概要

相互に競争関係にある複数の会社において、カルテルまたはそれと疑われる行為が惹起されることがないように、独占禁止法及び関係法令並びに諸外国の競争法令の順守を原則とし議論を行った。

(1) 議題

① 第11回WGの意見等報告

○ 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

② サブWG検討結果：入出港<2>

○ 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化

○ 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ 通関書類の添付対象手続きの見直し

○ 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑤ 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

○ 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑥ 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等

○ 事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑦ 業務名称の変更

○ 事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑧ 第6次NACCSにおける接続処理方式等

○ 事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑨ パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了

○ 事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑩ 第6次NACCSにおけるバックアップ機能

○ 事務局（センター）から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑪ 添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し

○ 事務局（センター）から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑫ NACCSパッケージソフトの改善

○ 事務局（センター）から、資料12に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆ サブWG検討結果：入出港<2>

○ 一時保存の保存期間について、年末年始の保存期間延長の対象となるのか。(委員)

⇒ 現時点においては、一時保存の保存期間延長は行わない仕様で検討している。
外部ファイル保存機能にて対応することになる。(事務局)

◆ 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

⇒ 蔵入承認後もNACCS上に貨物情報DBを保持して、蔵出輸入申告までの後続業務が行える仕様変更であるが、業務の実態をご確認いただいた上で、どのように在庫管理をシステム化するのかについて、委員からご意見をいただきたい。(事務局)

◆ 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等

○ 資料 7 ページの項番 49 について、「SWB確定通知(WB I)」業務に代わって、「船積明細通知(LDR)」業務を廃止すると聞いていたが、WB I業務が廃止されることにより、LDR業務が復活するのか。(委員)

⇒ ご意見の通り。決済業務の廃止に伴い、LDR業務については、引き続き提供する。(事務局)

◆ パッケージソフト(メール処理方式)の原則提供終了

○ メール処理方式からnetNACCSに変更するにあたって、メール処理方式の場合には電文がメールボックスに返ってくるため、複数の端末から取得することができるが、netNACCSにおいても電文の振り分けが可能か。(委員)

⇒ 宛先管理により、取得する端末を指定することが可能である。また他端末電文取出により、他の端末から取得が可能である。(事務局)

○ 「通関士証票番号登録(UTB)」業務は自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末で行っているが、変更する際はどのようにすれば良いのか。(委員)

⇒ UTB業務はnetNACCSでも可能である。本提案の趣旨は、可能であればダイヤルアップ回線の廃止を視野に入れ、検討している。現在すでに代替が可能であるので、netNACCSの方がコストにおいてメリットがある。第6次において低速の回線は整理したいと考えている。切替えに支障があるのか、委員からご意見いただきたい。(事務局)

○ 現状のメール処理方式において、回線はダイヤルアップのみか。(委員)

⇒ 必ずしもそうとは言えない。ダイヤルアップ回線は平成11年に導入されたが、そのまま利用している方が多い。(事務局)

○ 当社はインターネットが社内LAN経由であり、その社内LANが不通になった時にメール端末を使用しているため、考慮してほしい。(委員)

⇒ ご意見として承る。(事務局)

○ ゲートウェイ配下のメール処理方式のパッケージソフトは引き続き提供されるのか。(委員)

⇒ 資料の通り、引き続き提供する。(事務局)

◆ 添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し

○ 1件あたりの最大電文長を700KBに変更し、全体で10MBに変更することについて、最大電文長が700KBでは小さいため、全体とのバランスが合わないのではないか。(委員)

⇒ 最大電文長は業務電文について、現行の500KBから700KBに変更する。また添付ファイルの容量については、10MBに拡大する。最大電文長については現行の500KBでも分割が起きていることはないが、第6次で旅客氏名表の旅客数の拡大やハウス件数の増加を検討しているため、700KBに変更することとしている。(事務局)

○ 添付ファイルの容量10MBは、1回で送ることができる最大容量か。(委員)

⇒ その通りである。(事務局)

○ 添付ファイル業務は、「申告添付登録(MSX)」業務のみか。(委員)

⇒ 他にも港湾管理者向け業務等で、添付が可能な業務がある。(事務局)

◆ その他

○ 資料5について、蔵入貨物の後続業務を可能とした場合に、これらの業務は必須となるのか。(委員)

⇒ 蔵入承認後、保税台帳管理や蔵出輸入申告を行う場合、貨物情報を管理する必要があるため、導入されれば必須業務となる。(事務局)